

香川県都市計画公聴会規則（昭和45年香川県規則第21号）第2条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

平成24年5月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所
平成24年6月27日（水曜日） 午後2時から	三豊市高瀬町下勝間2373番地1 三豊市役所西館大会議室

2 意見を聞こうとする都市計画の案の概要

豊中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、詫間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに仁尾都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を平成24年6月12日（火曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）香川県土木部都市計画課及び三豊市建設経済部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

3 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成24年6月12日（火曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）に、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を公述申出書（香川県土木部都市計画課及び三豊市建設経済部建設課に備え置く。）に記載して香川県土木部都市計画課へ提出すること。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものに限り有効とする。

4 開催の中止

3に掲げる公述の申出がなかった場合には、1に掲げる公聴会の開催は中止する。